

事務連絡

令和2年3月31日

各財務（支）局、沖縄総合事務局

多重債務相談業務担当課

各都道府県

多重債務者相談担当課

消費生活相談担当課

御中

消費者庁消費者政策課

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」の活用について

日頃から、金融行政及び消費者行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。本日、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第17条の「ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等」の推進を図る観点から、消費者庁消費者政策課及び金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室においては、「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に関する相談への対応に際してのマニュアルについて」を発出しました。

今回のマニュアルの改訂以前から、複数の地方公共団体に状況をお伺いする中で、多様な相談に対して円滑に対応する上で、のめり込みの状況が懸念される他の領域（多頻度な買物、ゲーム依存症など）でも、ギャンブル等依存症対策の一環として作成されるマニュアルを参考にできないかとの御意見を頂いてきたところです。

一見すると「依存」状況にあるように見える事象の中には、現時点において、疫学調査等が実施されるに至っていないものも存在するため、それらの全てを「依存」として評価すべきであるかについては、慎重に考えられるべきものですが、このマニュアルをより広範に活用することに關し、各地域の精神保健福祉センター等と御相談の上で、合意形成を図ることができた場合においては、対応に際して参考となる資料として御活用いただくことも考えられますので、念のためお知らせします（平成31年3月8日付で、「ギャンブル等依存症に關連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」）

ルについて」を発出した際に、消費者庁消費者政策課から都道府県消費生活相談担当課宛てに同趣旨のお知らせをしたところですが、今般のマニュアルの公表に際し、消費者庁消費者政策課及び金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室から、より広範な関係機関に対し、改めてお知らせするものです。)。

また、「ゲーム依存症対策関係者会議」(令和2年2月6日開催)において示されたとおり、ゲーム依存症への対応を図る一環として、消費生活相談対応の円滑化を図ることができるよう、消費者庁において、今後、消費生活相談員向けのマニュアルを整備する予定であることを申し添えます。

【問合せ先】

- ・消費者庁消費者政策課

- 電 話 03-3507-8800 (内 2206)

- ・金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

- 電 話 03-3506-6000 (内 3576)